

大情個審答申第7号

平成19年9月20日

大津市長 目片 信 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会

会長 駒 林 良 則

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成19年8月3日付け大健健政第197号、大健保第179号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

記

**1 個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第12条第2項関係）
について**

諮問された事項については、「声かけ印」及び該当世帯の世帯人員のみ、公益上の必要性その他相当の理由があり、個人情報の提供についてはやむを得ないものと認められる。

2 電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項（条例第13条第1項関係）について

諮問された事項については、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断され、妥当なものと認められる。

個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項（条例第12条第2項関係）

（個別事項）

番号	項目 (所管課)	目的外利用・提供が認められる理由
1	民生委員児童委員活動推進事務 （健康福祉政策課）	<p>当該事務に係る個人情報の提供は、当審査会で民生委員児童委員に対して認めている居住者状況表及び居住者異動状況表に大規模災害時の避難支援に必要な新たな項目を追加するもので、大規模な災害時における安否確認や避難支援等に欠かせない情報であることから、個人情報の提供については、やむを得ないものと判断する。</p> <p>しかし、この支援プランについては、高齢者や障害者などの要援護者をターゲットとしたプランであることから、今回については「声かけ印」と該当世帯の世帯人員に限って情報提供を認めるものとする。</p> <p>なお、当該情報は、極めてセンシティブな情報であり、漏えい等が起これば、犯罪行為等に利用されかねないことを十分考慮し、個人情報の保護に万全を期すること。</p> <p>また、民生委員児童委員に対しては、委員の交代時も含め、知り得た個人情報をみだりに漏らしたりすることのないよう指導を徹底すること。</p>

電子計算機等の結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項

(条例第13条第1項関係)

システム等の 名称 (所管課)	提供する個人情報	提供先	電子計算機等の結合による提供制限の例外を認める理由
後期高齢者医療制度に伴う 広域連合電算 処理システム への行政情報 の提供 (保険年金課・ 戸籍住民課・市 民税課・生活福 祉課)	住所、氏名、生年月日 性別、続柄、所得、徴 収税額、加入保険者番 号、特定疾病、障害認 定、高額医療、口座番 号等	滋賀県 後期高 齢者医 療広域 連合	<p>後期高齢者医療制度においては、当該個人情報の提供は不可欠であると共に、滋賀県後期高齢者医療広域連合では、情報セキュリティ対策を総合的かつ効果的に推進するための委員会の設置や全ての職員等に個人情報保護についての責務を課すなど、個人情報の保護に万全の措置を講じている。</p> <p>また、伝送方法等についても確実性、安全性が確保されているため、提供については、妥当なものと認められる。</p>